

江府町告示第1号

平成27年1月14日

江府町長 竹内敏朗

第1回江府町議会臨時会を下記のとおり招集する。

記

1. 期 日 平成27年1月20日
2. 場 所 江府町役場議場
3. 付議事件
 - 1 江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 2 江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 3 江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
 - 4 江府町税条例の一部改正について
 - 5 平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）

○開会日に応招した議員

三好晋也	竹茂幹根	三輪英男
川上富夫	上原二郎	越峠恵美子
長岡邦一	田中幹啓	川端雄勇
森田智		

○応招しなかった議員

なし

第1回 江府町議会臨時会会議録（第1日）

平成27年1月20日（火曜日）

議事日程

平成27年1月20日 午前10時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第1号 江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第4 議案第2号 江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第5 議案第3号 江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 日程第6 議案第4号 江府町税条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）

出席議員（10名）

1番 三好晋也	2番 竹茂幹根	3番 三輪英男
4番 川上富夫	5番 上原二郎	6番 越峠恵美子
7番 長岡邦一	8番 田中幹啓	9番 川端雄勇
10番 森田智		

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 ————— 加藤 泉

説明のため出席した者の職氏名

町長	竹内敏朗	副町長	白石祐治
教育長	加藤泰巨	総務課長	瀬島明正
総務課長参事	奥田慎也	企画財政課長	池田健一
奥大山まちづくり推進課長	矢下慎二	住民課長	山川浩市
福祉保健課長	川上良文	建設課長	梅林茂樹
農林課長	下垣吉正	奥大山スキー場管理課長	川上豊
会計管理者	森田哲也	教育振興課長	篠田寛子
社会教育課長	石原由美子		

午前10時16分開会

○議長（川上 富夫君） 本日の欠席通告はございません。全員出席です。

これより、平成27年第1回江府町議会臨時会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期臨時会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（川上 富夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において、3番、三輪英男議員、5番、上原二郎議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（川上 富夫君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第3 議案第1号 から 日程第7 議案第5号

○議長（川上 富夫君） 日程第3、議案第1号、江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定についてから日程第7、議案第5号、平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）まで、以上5議案を一括議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（竹内 敏朗君） 議長。

○議長（川上 富夫君） 竹内町長。

○町長（竹内 敏朗君） 本臨時議会に提出いたしております要旨の大意につきまして、ご説明申し上げます。

議案第1号、江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

本案は、子ども・子育て支援法第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づき、教育・保育施設等の運営等、地域型保育施設の認可、教育・保育施設等の給付における支給認定の基準を定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第2号、江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

本案は、児童福祉法第34条の16第1項の規定に基づき、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育所の4つの事業類型が新たに市町村認可事業となることに伴い、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第3号、江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

本案は、児童福祉法第34条の8第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業について、設備及び運営に関する基準を定めるものであります。

地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第4号、江府町税条例の一部改正について。

本案は、鳥取県税条例の税額控除対象寄付金が改正されたことに伴い、江府町税条例の個人町民税も対応するよう規定を改正いたすものであります。地方自治法第96条第1項第1号の規定

により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

議案第5号、平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）。

本案は、既定の予算総額39億4,761万7千円内で組み換えを行い、対応いたすものであります。

補正いたします主な内容は、歳出につきまして、土木費761万7千円の増額、予備費761万7千円の減額。歳入につきましては、補正はございません。

以上により、補正予算を編成いたしましたので、地方自治法第96条第1項第2号の規定により議会の議決を得たく提案いたすものであります。

なお、内容の詳細につきましては、主管課長より説明いたさせますのでお聞き取りの上、ご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 続きまして、日程に従い主管課長より議案の詳細説明を求めます。

川上福祉保健課長。

○福祉保健課長（川上 良文君） 議案第1号、江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について説明申し上げます。

本案は、本年4月から子ども・子育て支援新制度が開始されることに伴い、内閣府令において定めた基準をもとに市町村の定める条例による運営に関する基準を正す必要があるとされることから基準を定めるものでございます。

2枚おはぐりいただきまして、3ページ目でございます。第4条は、利用定員に関する基準を定めております。次に4ページ目。第5条から第9条までは、利用開始に伴う基準を定めております。7ページ目。第10条から第19条目までは教育・保育の提供に伴う基準について定めてございます。続きまして、11ページ目。第20条から第36条までは管理・運営等に関する基準を定めております。次に第37条は、特定地域型保育事業の利用定員に関する基準について定めております。19ページの第38条、第39条は、利用開始に伴う基準を、20ページの第41条から第45条までは、教育・保育の提供に伴う基準を定めております。第46条からは、管理・運営に関する基準を定めております。附則としまして、この条例は子ども・子育て支援法の施行の日から施行するとしております。

続きまして、議案第2号、江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、家庭的保育事業等を行うにあたり、内閣府令において定めた基準をもとに市町村の定める条例を遵守する必要があるとされていることから次の通り基準を定めるものでございます。

2枚おはぐりいただきまして、2ページ目でございます。第3条から第21条までは、家庭的保育事業に関する基準を定めております。9ページ第22条から第25条までは、家庭的保育事業の設備・保育時間・保育内容についての基準を定めております。11ページ目。第27条から第35条までは、小規模保育事業の基準について定めてございます。17ページ目、第37条から第41条は、居宅訪問型保育事業に関する基準を定めております。18ページ目、第42条から第47条は、事業所内保育事業の利用定員などの基準を定めております。附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行すると定めております。

続きまして議案第3号、江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について、ご説明申し上げます。

本案は、放課後児童健全育成事業を行うにあたり、必要な設備の基準及び運営に関する基準を定めたものでございます。1枚おはぐりいただきまして、第3条、4条には基準の目的、一般原則を定めております。2ページ目、第5条から第9条までは、災害対策設備の基準等について、定めております。4ページ目、第10条から第16条については、虐待等の禁止、運営規程、秘密保持等について定めてあります。7ページ目、第17条から第20条は、開所時間、各関係機関との連携等についての基準を定めてございます。附則といたしまして、この条例は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日から施行すると定めております。

以上3議案について、ご説明申し上げました。ご審議、ご承認を賜りますようお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 山川住民課長。

○住民課長（山川 浩市君） はい。議案第4号、江府町税条例の一部改正についてご説明いたします。1枚おはぐりいただきまして、本案は鳥取県税条例の寄附金税額控除の改正に併せて改正いたすものであります。主な内容としまして、個人住民税の住民の福祉に寄与する寄付金の規程を県民税区分の改正が行われましたので、江府町税条例第34条の7寄附金税額控除に第4項を設けまして、法人の名称、所在地、期間の規定を加えるものでございます。附則といたしまして、施行期日を公布の日から施行する。経過措置といたしまして、改正後の江府町税条例第34条の7第4項の規定は、所得割の納税義務者が平成27年1月1日以降に支出する、同項に規定する

寄付金について適用いたすものでございます。

ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 池田企画財政課長。

○企画財政課長（池田 健一君） 続きまして、議案第5号、平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）について、ご説明申し上げます。

本案は、既定予算の中で支出の組み換えにより対応いたすものでございます。1枚おはぐり下さい。補正予算の内容で歳入の補正はございません。1枚おはぐりいただき、2ページをご覧下さい。歳出につきましては、補正額の増額分は、全て除雪にかかります関連経費となっております。増額の費目は40番、土木費761万7千円の増。90番、予備費につきましては、同額減額いたしております。以下事項別明細書を付けておりますので、ご覧いただきましてご審議、ご承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（川上 富夫君） 以上、提案理由説明が終了いたしました。

これから 議案に対する質疑を行います。質疑、討論、採決の進行は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第3、議案第1号、江府町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について。

議案第1号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第1号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第2号、江府町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

議案第2号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。
採決を行います。

議案第2号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第3号、江府町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について。

議案第3号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。
採決を行います。

議案第3号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第6、議案第4号、江府町税条例の一部改正について。

議案第4号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。
討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第4号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第7、議案第5号、平成26年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第9号）。

議案第5号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） ないので、質疑を終結します。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（川上 富夫君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

議案第5号、本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（川上 富夫君） 御異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

----- . ----- . -----

○議長（川上 富夫君） 以上をもって、今期臨時会に付議された事件はすべて議了いたしました。よって、本臨時会はこれをもって閉会といたします。どうも御苦労さまでした。

午前10時35分閉会
